

## 公益社団法人日本フェンシング協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

参考URL：<https://fencing-jpn.jp/outline/operation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 中期計画策定済み（2023年～2025年）。 (2) 協会HPに掲載済み。 (3) 計画策定にあたり、当協会の抱える課題や問題点を整理し、中長期的な目標、及び単年毎の目標設定を行った。なお、課題や問題点の抽出、及び対処すべき課題（問題）の優先順位については、コンサルタント会社、業務委託先の税理士事務所など、外部からの知見や助言に加え、アスリート委員会担当理事、及び役職員など内部からの意見も集約の上、多角的に草案の検討を進めた。同草案を踏まえ策定された「中期計画」案は、2023年7月2日開催の2022年度第12回理事会にて審議され採択された。	1_日本フェンシング協会中期計画（2023年～2025年）23年度版
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 中期計画は作成済みながら、人材採用・育成に関する計画は未策定。2025年6月までに中期計画に盛り込む。 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画は公表していない。組織規模が小さく、毎年定期的に新卒採用が出来る状況にない。人材採用時には、協会HPでも公表し、広く募集している。 (3) 前回同様に次期中計の策定時には、業務委託先の税理士事務所など、外部からの知見や助言に加え、アスリート委員会担当理事、役職員や構成員から幅広く意見を募っていき。ガバナンス向上、人材育成についても策定の検討を進めていく	1_日本フェンシング協会中期計画（2023年～2025年）23年度版
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 中期計画策定済み。経営基盤の強化策として、ステークホルダー（主にスポンサー継続企業）への支援メリットの訴求を行うと共に、複数の新規のスポンサー候補企業の開拓や、支援依頼を積極的に展開している。また、競技人口や登録会員数を増加させるべく、各県や、各ブロックの支部などとの意見交換を行い、地域連携での登録会員数の増加を目指している。 (2) 中期計画はHPに掲載済み。なお、足元の翌期計画については、事業別、項目別に細かく検討を行い「予算計画」を策定し公表している。 (3) 策定に当たり役職員や地域の正会員等より意見を募り作成した。	1_日本フェンシング協会中期計画（2023年～2025年）23年度版
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 2021年1月に「役員候補者選考規定」を制定し、理事候補者の構成についても以下の通り規定し運用されている。 ①理事候補者の構成は原則として性別割合が60%を超えないようにする ②外部理事割合が25%以上となるようにする。 (2) なお、現在の役員構成は、役員名簿のとおり ア) 性別割合：男性72.2%、女性27.7% イ) 外部理事割合：50.0% 現行、基準未達ながら、R6年の社員総会で理事改選予定で有り、正会員等からの役員推薦などで幅広く推薦を受け付けている。	2_役員名簿 3_役員候補者選挙規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当法人に評議委員は存在しないため本原則は対象外	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート会議を設置、この中にアスリート委員会を設置しており年1回開催している。 (2) 委員は「アスリート委員の選挙に関する規程」に則り、選出されている。また「理事候補者の選出規定」により、アスリート会議から、1名の理事候補者を選出でき、総会決議を経て、理事に就任している。 (3) この理事は、アスリート委員会にオブザーバーとして参加、理事会にアスリート委員会の議論を反映出来る体制としている。	4_日本フェンシング・アスリート会議会則 5_日本フェンシング・アスリート会議（JFAC）におけるアスリート委員の選挙に関する規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款にて理事は15名以上20名以下、監事：2名以内と定めている。 ・現在役員数は18名（理事：16名、監事2名）で構成。 ・理事の職業は、会社経営者、専門職（弁護士、医師）、教育者（大学教員、高校教員）等多様性を確保している。	2_役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 役員規程・役員候補者選考規程にて就任時の年齢制限（75才以下）を定めている	3_役員候補者選考規程 8_役員規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 役員候補者選考規程にて、再任回数及び任期の上限を定めている。再任回数は最大4期、任期期間（最長期間）は8年と規程している。 (2) 理事を退任後4年（2期）を経過しない者は就任不可と規程している。	3_役員候補者選考規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 ・現時点で適用を想定していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考規程を制定済み。理事会より独立した選考委員会が、選考の都度設置されている。 (2) 役員候補者選考委員会の構成員には有識者を配置している。 (3) 現職の理事が構成員の過半数を超えないような人員構成としている。	3_役員候補者選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	(1) 役員については「役員規程」第3条1項にて法令を遵守する旨定めている。 (2) 職員については「就業規則」第3章「服務規律」にて、当協会の規則はもとより社会的なルール、マナーを守る旨定めている (3) 役員・日本代表選手・コーチ・トレーナーの行動規範を定めておりこの中で法令遵守を挙げている。	8_役員規程 12_役員等の行動規範 13_日本代表選手の行動規範 14_コーチ等の行動規範 15_トレーナーの行動規範
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 法人の運営に必要な一般的な規程として以下の規程を制定済み。 ・定款 ・社員総会運営規程 ・理事会運営規程 ・役員規程 ・経理規定 ・委員会運営規程 ・登録規程	16_定款 17_社員総会運営規程 18_理事会運営規程 19_理事会運営規程細則 8_役員規程 21_委員会運営規程 22_登録規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 法人の運営に必要な一般的な規程として以下の規程を制定済み。 ・リスク管理ガイドライン ・個人情報保護規定 ・役員規程（別表にて、決裁権限等定めている） ・委員会運営規程（同上段） ・登録規程（同上段）	8_役員規程 23_リスク管理ガイドライン 24_個人情報保護規程 21_委員会運営規程 22_登録規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 法人の役職員の報酬等に関する以下の規程を制定済み。 ・定款（役員報酬の額は、支払う場合、社員総会にて決議が必要。なお、現状は無報酬で運用されている）。 ・就業規則 ・賃金規程 ・給与規程	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) 法人の財産に関する規程として以下の規程を制定済み。 ・定款 ・経理規程 ・特定費用準備資金規程 ・特定資産等取扱規程 ・寄附金等取扱規程	16_定款 20_経理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるための規程として以下の規程を制定済み。 ・協賛（スポンサー）及びマネジメント契約並びに寄付に関する規程 ・選手・コーチ等の肖像権に関する規約 ・日本代表ユニフォーム及び日本代表ジャージへの協会スポンサーロゴ掲出及び個人スポンサーに関するルールについて	(1) 財政的基盤を整えるための規程として以下の規程を制定済み。 ・協賛（スポンサー）及びマネジメント契約並びに寄付に関する規程 ・選手・コーチ等の肖像権に関する規約 ・日本代表ユニフォーム及び日本代表ジャージへの協会スポンサーロゴ 掲出及び個人スポンサーに関するルールについて
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	(1) 代表選手の公平かつ合理的に選考する為に、毎年具体的な選考方法を『FJEランキングシステム』 としてHP上に公開済み。具体的に選考は、競技結果に基づくポイントによるものとし、ポイント対象と なる競技会、競技会毎のポイント配分等あらかじめ明確にしている。選考基準に基づき選手選考委員会 にて選考。 (2) 選手の権利保護に関する規程として以下を制定済み ・選手コーチ等の肖像権に関する規程 (3) 選考基準は、選手選考委員会にて、毎シーズン改訂を行っており、単独で選定することなく、公 平・合理的な過程で行われている。	31_選手・コーチ等の肖像権に関する規程 46_FJEランキングシステム 52_選考基準
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程として、以下の規程を制定済み ・審判員規程 ・審判員規程細則 規程に基づき、審判委員会が認定審査を行い、審判技術の高低により、審判員としてのランクを決定し ている。また審査は2名以上の委員会委員の下で実施しており、公正かつ合理的に選考している。審査結 果についてもHPにて公開している。国際審判員は、FIEでの審査（マスターリスト）	33_審判員規程 34_審判員規程細則 53_審判講習会・審判試験

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、弁護士事務所及び税理事務所と顧問契約を 結んでおり、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 (2) 役職員は、新卒入社社員はいなく、担当業務に精通しており潜在的な問題を把握し、調査の必要 性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会は設置済みで年1回以上開催されている。外部弁護士（女性）もメン バー。その外部弁護士は当会の理事も勤めており理事会への報告や理事会との意思疎通も十分な状況に ある。 (2) コンプライアンス委員会の運営は、委員会運営規程に則り運営されている。また、活動計画や結果 は、毎年開催される社員総会にて承認されている。 現状コンプライアンス委員会に関する規程は未策定の為、R7年6月までに制定する。 (3) コンプライアンス担当理事は女性。	21_委員会運営規程
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	(1) コンプライアンス委員会の構成員には弁護士を配置している。	
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	(1) 役職員向けのコンプライアンス研修は毎年1回以上開催している（2024年3月実施）。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) NFが主催する合宿や国際大会等に参加する選手及び指導者に対しコンプライアンス研修を毎年1回実施。受講を義務づけ、受講レポートを提出させている。(2024年5月実施)	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員向けのコンプライアンス研修については、年1回実施。国際審判員のライセンス資格及び国内ライセンス資格A・B保有者に対し実施。最も参加者が多い国民スポーツ大会の開催中に実施。参加出来なかった審判員については、オンライン型式で後日視聴を義務づけている。(2024年10月実施予定)	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	(1)法律、税務、会計等については、弁護士事務所及び会計事務所と顧問契約を結んでおり、日常的に専門家のサポートが受けられる体制を整備している	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経理規程制定済み。公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。また、不明点等ある場合には、顧問税理士に相談の上、対応している。 (2) 各種法人法、公益法人認定法等、当協会が適用を受ける法律に基づき適性のある監事を配置している。 清水監事は、公認会計士で、過去に独立行政法人理化学研究所の監事経験あり。 中村監事は、オリゾン法律事務所に所属する弁護士で、企業法務・コーポレートガバナンス分野で活躍している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、理事会への出席等、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	2_役員名簿 20_経理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) JOC・JSC・TOTO等の助成金を利用している。それぞれの助成申請に係る法令やガイドラインを遵守の上、申請手続き、及び適正使用とその後の報告を励行している。適正な申請と使用を保証する為に、内閣府、助成元機関の監査を適時受けている。助成金の使用については、経理規程にのっとり、適切な経理処理を行い、その処理方法について監事の監査を受けている。	43_倫理・懲戒規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 財務情報等について、法令で定められている書類を事務所に保管、要請に応じ閲覧可能な状況を整えている。また、令和5年8月期決算書（貸借対照表・正味財産増減計算書等）を協会HPで公開している	42_令和5年8月期決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 審査項番17にて説明の通り代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程として以下の規程を策定、HPに公開している。 ・FJEランキングシステム ・選考基準	46_FJEランキングシステム 52_選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコード自己説明資料は、更新の都度、協会HP上に掲載している。更にガバナンスコードの遵守状況に関する情報等の開示については、以下の規程を制定し、HP上に公開している。 ・利益相反マネジメント規程 ・利益相反マネジメント規程細則 ・倫理・懲戒規程	47_利益相反マネジメント規程 43_倫理・懲戒規程 48_利益相反マネジメント規程細則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行う為に、以下の規程を制定し運用している。 ・利益相反マネジメント規程 ・利益相反マネジメント規程細則	47_利益相反マネジメント規程 48_利益相反マネジメント規程細則
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反に関する規程として、以下の規程を制定、HP上に公開している。 ・利益相反マネジメント規程 ・利益相反マネジメント規程細則	47_利益相反マネジメント規程 48_利益相反マネジメント規程細則
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度を設置し運用している。 (1) 通報窓口について、次の通り公式ウェブサイト周知している。 <a href="http://fencing-jpn.jp/contact/">http://fencing-jpn.jp/contact/</a> (2) 「倫理・懲戒規程」第15条において、通報窓口の担当者を含めて関係者に対して職務上知りえた情報を秘密とすることを課している。 (3) 「内部通報窓口」の資料において、通報者の個人情報を適切に管理することを明文化している。通報内容に関する情報の取り扱いについても上記のとおり秘密と位置付けている。これらの個人情報の具体的な管理方法、管理体制、管理手順についての細則を2021年1月に策定した。 (4) 「内部通報窓口」の資料において、通報者が不利益を受けないよう配慮するとともに、不利益等の行為に対して処分することを明文化している。 (5) 役職員に対して、就任時に「倫理・懲戒規程」「内部通報制度」について説明し意識付けを行うこととしている。	43_倫理・懲戒規程 24_個人情報保護規程 51_プライバシーポリシー 56_相談窓口
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 内部通報を受けた後は、「倫理・懲戒規程」にしたがって運用することになる。「倫理・懲戒規程」第11条に定められている「第三者委員会」は弁護士等有識者によって構成する。なお、事案についての振り分け・対応についてはコンプライアンス委員会：弁護士、会計士、有識者によって行うこととしている。	43_倫理・懲戒規程 24_個人情報保護規程



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの規程として、以下の規程を制定、HP上に公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理・懲戒規程</li> </ul> <p>(2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容等は、倫理・懲戒規程にて定めている。</p> <p>(3) 処分審査を行うに当たって処分者に対し聴聞（意見聴取）及び弁明の機会を与えている。また、公益社団法人、スポーツ仲裁貴行への不服申立も可能としている。</p> <p>(4) 「倫理・懲戒規程」第12条2項において、処分者に対して書面により通知することを定めているが、審査基準(4)にあるように処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを盛り込んだ内容にR7年6月までに改訂する。</p>	43_倫理・懲戒規程 24_個人情報保護規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>(1) 処分審査を行う者の中立性と専門性は以下の通り担保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「倫理・懲戒規程」第10条、第12条において、次の体制を定めている。 会長：処分者コンプライアンス本部長 処分案の答申法務委員会/倫理委員会：調査・審問</li> <li>・同じく第13条において、これらの調査等構成員の公正が疑われる場合等の除斥・忌避・回避を定め、中立性を担保している。</li> <li>・同じく第11条において第三者委員会による調査・答申を定めており、専門性を担保している。</li> </ul>	43_倫理・懲戒規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>選手等の懲罰については「倫理・懲戒規程」を定めており、これに沿って懲罰を行う。これに対して不服等がある場合には「選手等の不服申立規程」を定めている。</p> <p>(1) 「選手等の不服申立規程」の第2条において自動応諾を定めている。また、「倫理・懲戒規程」「選手等の不服申立規程」については、公式webサイトにおいて公表している。</p> <p>(2) 「選手等の不服申立規程」第2条において、選手選考に関する事項を含めて対象を幅広く定めている。</p> <p>(3) 「選手等の不服申立規程」においては、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って仲裁を申し立てることができる」としており、申立期間については、同規則の「第13条（申立ての期限）1の1 仲裁の申立ては、申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。」が適用される。</p>	43_倫理・懲戒規程 49_選手等の不服申立規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 「倫理・懲戒規程」第14条、「選手等の不服申立規程」第2条において、スポーツ仲裁機構への不服申立ができることが定められており、これらを公表している。 ・処分対象者に対してスポーツ仲裁機構への不服申立が可能であることを通知することについて、倫理・懲戒規程を2021年11月に改定した。また項番35記載の通り、倫理・懲戒規程をR7年6月までに改訂する。	43_倫理・懲戒規程 49_選手等の不服申立規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 危機管理体制の構築を踏まえ、リスク管理ガイドラインを制定した。 ・対象となるリスク事象を洗い出し済。 ・各リスク事象に対する管理体制とアクションリストを制定済み。 ・本ガイドラインは協会HPに公開済み。 (2) マニュアルの策定 ・リスク管理ガイドラインにおいて作業の概要、流れを記載している。 ・リスク対応に係る個別具体的な役割分担、業務フロー、管理する情報等の詳細について、2024年3月に策定した。 (3) リスク管理ガイドラインにおいて、体罰・暴力、パワーハラスメント・セクシャルハラスメント、ドーピング、八百長、情報漏洩等の不祥事を対象に含めている。 (4) リスク管理ガイドラインにおいて、「第三者委員会」の設置について記載している。	23_リスク管理ガイドライン
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 不祥事が発生した場合、リスク管理ガイドラインの「リスク管理の体制とアクションリスト」に則り、コンプライアンス委員会の指揮の元、調査・処分案の検討を速やかに行い、再発防止策（及び対応の担当割）と合わせ、理事会に諮問を行う体制が構築されている。又、事案の内容によっては、第三者委員会を立ち上げ、より専門性や客観性を踏まえた調査及び処分案の検討を行う体制も整備されている。再発予防策の策定が必要になった場合の対応の仕組み（再発防止策の検討体制、再発防止策実施の検証体制等）については、は2024年3月に策定（整備）済みである。 (2) 不祥事が発生した場合、その事実、及び再発防止策については、速やかに関係各所への報告を実施しており、協会HPにも公開している。不祥事対応が収束した後も、再発防止に向けた対策の定着を目的に、定期的に研修会（含む研修ビデオの視聴）や勉強会（テストにて理解度の確認）を実施し、改善状況のモニタリングを行っている。	(1) 不祥事が発生した場合、リスク管理ガイドラインの「リスク管理の体制とアクションリスト」に則り、コンプライアンス委員会の指揮の元、調査・処分案の検討を速やかに行い、再発防止策（及び対応の担当割）と合わせ、理事会に諮問を行う体制が構築されている。又、事案の内容によっては、第三者委員会を立ち上げ、より専門性や客観性を踏まえた調査及び処分案の検討を行う体制も整備されている。再発予防策の策定が必要になった場合の対応の仕組み（再発防止策の検討体制、再発防止策実施の検証体制等）については、は2024年3月に策定（整備）済みである。 (2) 不祥事が発生した場合、その事実、及び再発防止策については、速やかに関係各所への報告を実施しており、協会HPにも公開している。不祥事対応が収束した後も、再発防止に向けた対策の定着を目的に、定期的に研修会（含む研修ビデオの視聴）や勉強会（テストにて理解度の確認）を実施し、改善状況のモニタリングを行っている。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 危機管理及び不祥事対応として、委員会を設置する際には、委員会運営規程に則り、委員会の独立性・中立性・専門性を有する弁護士等、外部有識者を中心としている。 過去4年間設置したことはない。	21_委員会運営規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 定款・登録規程にて、当協会の会員の種別を定義している。地方正会員は当協会の社員。 (2) 及び (3) については、具体的な指導支援方針は定めていないが、各支部からの個別の照会や相談事項がある場合は各支部と一緒に問題解決に向け、協働している。	16_定款 22_登録規程 58_組織図
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 審査番号42番にて説明の通り、都道府県におけるフェンシング競技を統括する団体の代表者及び社員総会の承認を受けたフェンシング競技を統括する団体の代表者が、当協会の正会員であり、当協会の社員である。現在、正会員に対し、ガバナンスの確保やコンプライアンスの徹底に向け、ホームページを通じ関連情報を提供している。又、正会員及び支部連絡担当者向けに、別途オンラインで情報提供の機会を設けている。ブロック単位の支部会議については、適時、会長及び副会長が参加し、地方組織からの意見や提言を受け入れる機会を設け、地域との連携強化を図っている。支部からの個別の要請等については、各支部と協働し対応している。	